

公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程

(昭和 52 年 12 月 27 日)
(財世保規程第 8 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）職員就業規程（昭和 52 年 7 月 19 日 財世保規程第 6 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、財団に非常勤として就業する者（以下「非常勤職員」という。）に関して、必要な事項を定める。

一部改正〔平成 14 年規程 3 号〕

(採 用)

第 2 条 理事長は、業務の遂行上必要がある場合は、予算の範囲内において、財団に非常勤職員を採用することができる。

(職 名 等)

第 3 条 非常勤職員の職名及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 参 与 一般事務
- (2) 事 務 員 一般事務
- (3) 医 員 医務課における医療業務
- (4) 嘱 託 医 総合福祉センターにおける医療業務
- (5) 技 術 員 医務課における臨床検査業務、看護業務、放射線業務等
- (6) 技 能 員 自動車運転業務等
- (7) 専門指導員 総合福祉センターにおける理学療法、作業療法、言語療法、心理指導、視覚障害者指導、看護、運動指導、保育及び社会福祉の増進及び精神保健の向上、精神障害者の福祉の増進に関する業務
- (8) 相 談 員 総合福祉センターにおける福祉用具及び住宅改造に関する相談業務
- (9) 介 助 員 総合福祉センターにおける障害者介助業務
- (10) 嘱 託 員 一般事務、臨床検査、放射線業務等

一部改正〔平成 4 年規程 2 号・12 年 3 号・14 年 3 号・14 年 5 号・16 年 1 号・21 年 7 号・23 年 10 号〕

(任用期間)

第 4 条 非常勤職員の任用期間については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に規定する非常勤職員の任用期間は、2 年とする。
- (2) 前条第 2 号から第 11 号までに規定する非常勤職員の任用期間は、1 年とする。
- (3) 理事長は、非常勤職員について勤務実績等を考慮して、4 回を限度として任用期間を更新することができる。ただし理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(4) 前3号の任用期間は、理事長が別に定める年齢に達した日以後における最初の3月31日を越えることができない。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
一部改正〔平成4年規程2号・12年3号・14年3号〕

(勤務態様等)

第5条 非常勤職員の勤務態様は、週5日以内とし、勤務日数、勤務日及び勤務時間の割り振りは、第3条各号に規定する職名ごとに理事長が別に定める。
一部改正〔平成12年規程3号〕

(報酬)

第6条 非常勤職員に対して支給する報酬の額は、予算の範囲内において、理事長が定める。

(費用弁償)

第7条 非常勤職員が業務上出張するときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給する。

(年次有給休暇等)

第8条 非常勤職員の年次有給休暇等については、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第9条 通勤距離が片道2キロメートル以上で交通機関等を利用する非常勤職員（第3条第4号に規定する医員及び同条第5号に規定する嘱託医を除く。）に対しては、通勤に要する運賃等の実費を支給する。
2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
一部改正〔平成12年規程3号・14年3号〕

(退職及び解雇)

第10条 非常勤職員は、退職を希望するときは、退職を希望する日の14日前までにその旨を理事長に願い出なければならない。
2 理事長は、非常勤職員が次の各号の一に該当することとなったときは、これを解雇する。
(1) 勤務実績が良くない場合
(2) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えない場合
(3) 職制の改廃又は予算の減少により廃職を生じた場合、もしくは事務事業の都合により必要がなくなった場合
(4) 刑事事件に関し起訴された場合
全部改正〔平成14年規程3号〕

(社会保険等)

第11条 非常勤職員は、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険及び労働者災

害補償保険の被保険者とすることができる。

(その他)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和52年12月27日から施行し、昭和52年2月1日から適用する。

付 則（平成4年3月11日規程第2号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月25日規程第3号）

この規程は平成12年5月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月14日規程第3号）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により任用された非常勤職員が、この規程の施行後も引続き任用される場合、改正前の規程第4条第3号の規定により更新した任用期間の回数をこの規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程第4条第3号に規定する任用期間の更新回数に通算する。

附 則（平成14年5月30日規程第5号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月17日規程第7号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規程第10号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。